告示

○金融庁告示第三十六号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十八条及び第百四十条の規定に基づき、平成十年大蔵省告示第二百二十八号（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月十八日から適用する。

平成二十四年四月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条第二項中「）の認可を受け」の下に「若しくは法第九十八条第二項ただし書（法第百九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をし」を加え、「同項の認可を受けて」を「法第九十八条第二項の認可を受け若しくは同項ただし書の規定による届出をして」に改め、同条第三項第二号中「認可を受け」の下に「若しくは同項ただし書の規定による届出をし」を加える。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで　削除

第六条第一項中「規則」を「保険業法施行規則（以下「規則」という。）」に改め、同項第一号中「ＯＥＣＤ諸国」の下に「（ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう。第三項第二号において同じ。）」を加え、「（第四条第二項各号に掲げるものを含む。以下同じ。）」、「（第四条第三項各号に規定する政府関係機関をいう。以下同じ。）」及び「（第四条第四項に規定する公企業をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「、総資産」の下に「（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十二項に規定するものをいう。）にあっては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。）」を加え、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項第一号に規定する「地方公共団体」には、次に掲げるものを含むものとする。

一　地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。次号において同じ。）

二　地方公共団体又は地方住宅供給公社が資本金の額又は基金の総額の百分の五十以上を出資し、地域開発の目的で設立した法人

3　第一項第一号に規定する「政府関係機関」とは、次に掲げるものをいう。

一　我が国において特別の法律に基づき設立された法人（株式会社及び業として預金の受入れを行う法人を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　政府が百分の五十を超える出資をしている法人

ロ　政府が出資をしている法人であって、かつ、法律の規定により、当該法人の予算及び決算について国会の議決（承認を含む。）を得又は主務大臣の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人（イに掲げるものを除く。）

二　我が国を除くＯＥＣＤ諸国において設立された法人であって、次に掲げる基準に照らし、前号に掲げるものに準ずると認められるもの

イ　当該法人に対する政府の出資の状況

ロ　政府又は監督当局による当該法人の役員の任命の状況

ハ　当該法人の予算及び決算に対する議会等の承認の状況

4　第一項第一号に規定する「公企業」とは、政府若しくは地方公共団体が出資をしている法人（第二項各号及び前項各号に該当するものを除く。）及び共済組合等（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項に規定する共済組合等をいう。）その他これらに準ずるものをいう。

第七条第一項中「子会社等」の下に「（法第九十七条の二第三項に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）」を、「保証」の下に「（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるものを含む。）」を加える。

○総務省告示第百七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、ＹＯＫＯＨＡＭＡ２１ふみの会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十三年総務省告示第三百九十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年四月十八日

総務大臣　川端　達夫

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体の部ＹＯＫＯＨＡＭＡ２１ふみの会のうち「小菅　高志」を「小菅　尚志」に改める。

○外務省告示第百五十二号

ウズベキスタン共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を、平成二十三年七月二十五日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年四月十五日にウズベキスタン共和国について効力を生じた。

（平成二十四年三月一日付け在京オランダ大使館口上書）

平成二十四年四月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省・農林水産省告示第八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十八日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

一中「年一分三厘」を「年一分四厘」に、「年一分四厘五毛」を「年一分五厘五毛」に、「年二分四厘五毛」を「年二分五厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分三厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分四厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五毛
十三年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分二厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分三厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分四厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十八日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年二・五五パーセント」を「年二・六五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。